

## 参考1. 現行の時間外労働規制の概要 ⑦36協定について（限度時間が適用されない場合）

### 1. 労働基準法の労働時間等に関する規定が適用除外（労働基準法第41条）

- i. 管理監督者、機密事務
- ii. 農業・水産業
- iii. 監視業務、断続的な業務

### 2. 災害その他避けることのできない場合（労働基準法第33条）

- ・ 労働基準監督署長の許可により、36協定なしで時間外労働が可能

### 3. 時間外労働の限度基準（大臣告示）において適用除外としているもの

- ① 工作物の建設等の事業
- ② 自動車の運転の業務
- ③ 新技術、新商品等の研究開発の業務
- ④ 労働基準局長が指定する事業・業務（年間の限度時間は適用される）
  - a. 季節による変動（砂糖製造業、年末年始の郵政事業など）
  - b. 公益上の必要（発電用原子炉の定期検査など）

### 4. その他（労働基準法第60条等）

- ・ 18歳未満については、原則、時間外労働や休日労働をさせられない。（第60条）
- ・ 妊産婦が請求した場合は、時間外労働や休日労働をさせられない。（第66条）

出典：第1回「仕事と生活の調和のための時間外労働規制に関する検討会」（2016年9月9日）資料